

# 会議結果報告書

令和2年6月2日

会議の名称	令和2年度第1回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和2年5月15日（金）～令和2年6月2日（火）
開催場所	（新型コロナウイルスまん延防止のため、書面にて開催）
出席委員	竹前榮二委員（会長）、大貫結子委員（会長職務代理）、 西川和人委員、阿部眞治委員、武藤貴洋委員、木下武久委員、 羽賀佳和委員、清水賢三委員、伊藤武委員、大友万委員 （計10人）
欠席委員	（計0人）
説明員職氏名	齊藤主査（長寿応援課） 砂井主任（子ども支援課） 安形主幹（健康政策課） 飯田主幹（市民活動推進課） 柏木主査（保険年金課） （計5人）
議題	<b>【諮問事項】</b> ・個人情報に係る業務の外部委託 （1）フレイル予防普及啓発事業業務委託（長寿応援課） （2）要保護児童等に関する情報共有システムへのデータ取り込みに関する業務委託（子ども支援課） <b>【報告事項】</b> ・個人情報に係る業務の外部委託（契約履行中の案件） （3）地域の「しょく（食・職）場づくり」担い手育成・食育推進事業業務委託（健康政策課） （4）子どもの健康づくりプロジェクトにおける、足部機能・骨格発達支援事業業務委託（健康政策課） （5）志木市防犯カメラ記録媒体交換作業委託（市民活動推進課） ・オンライン結合により保有個人情報を外部へ提供するもの

	<p>(6)健康保険法改正等による、オンライン資格確認等に伴うシステム改修（保険年金課）</p> <p>(7)健康保険法改正等による、被保険者情報の相互利用に関する契約（保険年金課）</p>
結 果	<p>審議の結果、承認された。</p> <p style="text-align: right;">（傍聴者 0人）</p>
事務局職員	<p>菊池課長、仲野主幹、萩山主事補、西村主事補</p>
<p>審議内容の記録（審議経過、結論等）</p>	
<p>1 開 会</p> <p>2 議 題</p> <p>【諮問事項】</p> <p>(1) フレイル予防普及啓発事業業務委託</p> <p>【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】（長寿応援課）</p> <p>&lt;説明員&gt;</p> <p>高齢者の通いの場等におけるフレイル予防の普及啓発やフレイルチェック参加者へのフォローアップ講座の実施、ハイリスク者に対する個別支援（評価や相談等）を実施するものである。情報漏洩対策としては、PCの持ち出し、USBメモリーの使用等を制限する。</p> <p>&lt;質疑応答&gt;</p> <p>委 員)</p> <p>処理はマニュアル処理となっているが、受注者にパソコン管理をさせないということか。パソコン管理をしている場合の契約等を設けているか。</p> <p>説明員)</p> <p>本事業の個人情報の取扱いに関して、受注者がパソコン管理をすることはない。個人情報に接する場面としては、フレイルハイリスク者に対する個別相談や指導の場で、その場で紙ベースの相談記録を作成していただくことを想定している。</p> <p>委 員)</p> <p>安全管理体制については、安全管理マニュアルを整備し…と書かれているが、受注2社はこれから整備するのか。また、マニュアルが未整備の状態でも契約できるのか。</p> <p>説明員)</p> <p>受注者は2か所、それぞれ以前から他の介護予防事業を委託しており、また複数の他自治体からも同様の事業の受託をしている事業者になる。したがって、個人情報に関する安</p>	

全管理のマニュアルや規定等はすでに整備されている。加えて、管理栄養士及び歯科衛生士の国家資格を有する医療職が従事することから、個人情報保護や守秘義務に関して、法の規定等により、さらに厳格に遵守しているものとして認識している。

委員)

3か所(発注者、受注者)でデータを保管となるようだが、管理についての責任区分は明確になっているか。

説明員)

本事業において、データの管理及び責任の所在は市となる。受注者、発注者の3者においても共通認識をしている。

委員)

個人情報の記録内容として「学歴」が挙げられている点が気になったが、厚労省の統計等を見て必要な情報であることを理解した。その他の情報も重要なものが多いので、充分取扱いにはご留意いただきたい。

説明員)

「学歴」に関して、本事業においては積極的に情報収集することはないが、相談者の方から自己の学歴や職歴等を開示し、それに対応した相談や指導を求められる場合がある。その際は、情報を記録し、次回も同様の対応をとるように配慮している。また、ヘルスリテラシーや受療行動が学歴と関連が高いことが、保健医療に関する論文や調査等からも明らかになっており、個々に合った支援を進めるうえで、必要な情報であると判断した際に、学歴の聞き取りを行うことがある。

<結論>

特段、懸念となる事項は見受けられないが、個人情報の取扱いに十分注意して実施していただきたい。

(2) 要保護児童等に関する情報共有システムへのデータ取り込みに関する業務委託

【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】(子ども支援課)

<説明員>

令和3年度から運用予定の要保護児童等に関する情報共有システムへ、志木市で管理しているエクセルデータをCSVに変換して取り込むものである。

<質疑応答>

委員)

データをCSVファイルに変換する場合の記憶媒体は、USB等を使用するものか。また、持ち歩ける電子媒体を使っていた場合の処理、及びパソコンに残っているワード、エクセル情報の処理の仕方はどうするか。

説明員)

基本的には、USB等を使用して福祉事務所内でのデータ移行を考えている。USB等の処理については、業者からのデータ移行終了後、USBの中身に何も入っていないことを確認したうえで初期化し、完全にデータを消去し、個人情報の流出を防ぐ。また、パソコンに残っているワード、エクセル情報の処理に関しては、職員がデータ移行後に消去を行う。

委員)

個人情報漏えい等の事故が発生した場合の対応と、損害賠償請求を特記仕様書に明記してほしい。

説明員)

承知いたしました。

委員)

データの開示、抹消の際には、履歴を残るように、また、追記や利用の際にも対応者の署名があった方がよい。

説明員)

LGWANシステムを使用するため、履歴や追記のログ記録は残る。

委員)

個人情報の記録の内容には「暮らし向き」や「公的扶助」なども含まれてくるかと思う。充分取扱いにはご留意いただきたい。

説明員)

承知いたしました。

<結論>

委託に当たっては、個人情報の漏洩防止等に関し、当審議会から出された懸念事項について十分な注意と配慮をしたうえで実施していただきたい。

### 【報告事項】

(3) 地域の「しょく（食・職）場づくり」担い手育成・食育推進事業業務委託  
（健康政策課）

<説明員>

住民主体による「地域で食育を推進する人材」及び「職を通じた集いの場を運営する人材」を発掘及び育成するため、「しょく場づくり事業」にノウハウのある民間業者と協働し、令和元年度には担い手育成講座のプランニング及び講座を実施した。

令和2年度は、この担い手として養成された人材の活動拠点（市民主体の地域の食育活動の場）を整備し支援することで、3年後の自主活動化を目指している。

<質疑応答>

委 員)

業者と参加者が直接のやり取りとの事、名簿管理の責任は何処になるか。

説明員)

個人情報の取扱いを含め契約締結の予定であり、名簿管理の責任は、委託側、受託側双方にある。

委 員)

令和2年度の業務委託契約書は添付されていなかったが、今年度の担い手育成講座及び活動拠点の整備は誰が行うのか。

説明員)

令和2年度についても「健康・食育施策の推進に関する連携協定」を締結した業者へ委託し、講座及び拠点整備を進めていく。

委 員)

今年度委託する業者と「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」は取り交わしはしているか。

説明員)

6月に契約締結の予定であり、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」についても取り交わす。

委 員)

事後報告なのは何故か。

説明員)

令和元年度の担い手育成講座実施当初から、事業を介して申し込み、受付や参加者名簿作成等を行ったが、多くのニーズがあり、年度末に急遽事業化が決定したため、報告させていただいた。

委 員)

やり取り内容を提出してもらったらどうか。(自主活動に対する参考と市の把握の為)

説明員)

電話やメール等でやり取りした内容は、会議で報告を受けている。

(4) 子どもの健康づくりプロジェクトにおける、足部機能・骨格発達支援事業業務委託（健康政策課）

<説明員>

教員・保護者への事前説明、保護者へ同意書を提出してもらい、計測を実施（足指力・膝間力・足圧分布を測定）。結果説明と併せ、セルフフットケアの提供、走り方教室等を実施する。計測は、学校の体力測定時に併せて実施する。

<質疑応答>

委員)

令和2年度から令和4年度までの予定では全小学校での実施の予定とのことだが、業者(委託先)は未定か。

説明員)

大学の調査・研究を兼ねており、モデル校でハイリスク判定となった児童は、その後の成長過程を追跡していく必要があるため、今後も引き続き、現在の会社に委託する見込みである。

委員)

もし、上記の件で委託先が確定されている場合は、その契約書の添付がないのはなぜか。

説明員)

委託先は確定されているが、現状、新型コロナウイルス感染症の関係で学校が休校となっているため、契約に至っていない状況である。

委員)

事後報告なのは何故か。

説明員)

通常、個人データはID番号で管理されているので、委託先が個人データを扱う予定はありませんでした。しかし、本人及び保護者へ返却する結果通知には、氏名やクラスを明記することとなったため、報告させていただいた。

委員)

これは「ビッグデータ化」ということか。既存の「データ加工をする際」に、事業を外注するのであれば詳細な審議が必要である。ただし、取得したデータをその都度ビッグデータ化して管理、追加していくのであれば問題ないと考える。

説明員)

委託している会社で、データを全てID管理しており、個人への結果をフィードバックする以外はビッグデータ化し、市の健康施策に活用していく。

#### (5) 志木市防犯カメラ記録媒体交換作業委託(市民活動推進課)

<説明員>

市内要所120箇所に設置している防犯カメラの映像データを裁判所、警察署等から求められた際に提供するため、高所作業車を使用して防犯カメラから記録媒体(SDカード)を取り出し、あらかじめ市で用意した記録媒体を防犯カメラに装着する。記録媒体を交換後、防犯カメラの画角を確認のうえ、防犯カメラを作動させる。

<質疑応答>

委員)

委託先の「個人情報取扱いに関する特記仕様書」が添付されていないのは何故か。省略

可能なのか。その場合の根拠は何か。

説明員)

委託事業者は、警察の立会いの下、高所作業車を使用して防犯カメラから記録媒体を抜き取り、記録媒体をその現場で警察へ渡す作業となります。委託事業者が記録媒体を持ち帰り、映像データ処理作業はない。個人情報については、現契約書に添付している「※志木市委託契約約款」第17条（秘密の保持等）の規定により、委託事業者に遵守していただいているが、さらに個人情報について厳重に取り扱うため、委託事業者へ「※セキュリティに関する特記事項」について遵守を依頼していく。※別添資料あり

委員)

SDカードデータはコピーが容易である。回収媒体の一括納入ではなく、都度納入、都度確認をした方がよいと思う。また、作業のタイムスケジュールの把握と管理をした方がよい。市民の生活そのものが記録されている。データの要否以上に慎重に行ってほしい。

説明員)

警察から映像データ提供依頼があると、委託事業者は、その都度警察の立会いの下、高所作業車を使用して防犯カメラから記録媒体を抜き出し、記録媒体をその現場で警察へ渡す作業となるので、委託事業者は、一括して記録媒体を回収することはない。また、作業は担当課で指定した日時に、警察の立会いの下、実施しているので、作業のタイムスケジュールは担当課で管理している。ご指摘のとおり、記録媒体は市民生活が記録されているので、今後も厳重に管理をしていく。

#### (6) 健康保険法改正等による、オンライン資格確認等に伴うシステム改修

(保険年金課)

<説明員>

令和2年度より施行の国保資格確認オンライン化に伴い、世帯の個人を識別する番号を管理するようシステム改修を行うものである。世帯単位の記号番号とは別に個人単位に枝番2桁を追加し管理するため、国保資格システム、前期高齢システム、滞納対策システム、システムセットアップ等作業の改修を行うこととなる。個人情報の保護については、国民健康保険中央会が提供する「国保情報集約システム外部インターフェイス仕様書」に基づき、必要な情報について専用回線を利用して行う。

<質疑応答>

委員)

懸念となる事項なし。

#### (7) 健康保険法改正等による、被保険者情報の相互利用に関する契約

(保険年金課)

<説明員>

法改正に伴う関係省庁の整備により、保険者等間で行う被保険者情報の提供は、国保データベース（KDB）システムを用いて行うことが定められる予定である。健診、医療及び介護に関する情報を総合的に活用することにより、地域の健康づくり・保健活動の支援、疾病別医療費分析の充実等を推進することを目的として、公益社団法人国民健康保険中央会が埼玉県国民健康保険団体連合会と協議して作成した設計書に基づき、構築された電子情報処理システムである国保データベースシステムを利用して行われる。

<質疑応答>

委員)

懸念となる事項なし。

3 その他

事務局)

次回の審議会開催は、令和3年2月を予定している。

4 閉会